

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正

国土交通省は2021年3月、建築物におけるバリアフリー化の一層の推進のため、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下 建築設計標準）を改正しました。「建築設計標準」とは、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備させることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定められたものです。

主な改正内容は以下の通りです。

- ① 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
 - ・ 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
 - ・ 飲食店は車椅子のまま食事できるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
 - ・ 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実
- ② 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
 - ・ 車椅子使用者用便房の大きさについての見直し
 - ・ 多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加
 - ・ 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し
- ③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加
 - ・ 国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
 - ・ 設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を追加

改正内容を一部紹介します。

② 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

● 空間寸法の拡大

- ・ 対象は全ての建築物（共通）

トイレの大きさは、配管収納スペース等を除いた有効内法寸法で、2m以上×2m以上を確保することを明示。
 ・ 上記のうち、床面積2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物大型の電動車椅子使用者（座位変換型）等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、「直径150cm以上」⇒「直径180cm以上」を設けることに改正。
 また、大型ベッドを標準設置。



